

平成31年度以降の入学者(平成28年改正教育職員免許法【新法】適用者)対象

所要資格 免許 状の種類	基礎 資格	大学における最低修得単位数															
中 学 一 種 免 許 状	修士の学位を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえ、修士課程において大学が独自に設定する科目を24単位修得する。															
	免許法第五条別表第一に規定する中学校教諭普通免許状の授受を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は次の表の定めるところによる。	備考 4. その他に中学校免許状の取得は介護等体験が義務づけられている。 5. 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について1単位以上修得するものとする。															
	免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目	備考														
	教科及び教職に関する科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目(○は必修科目)	単位数	備考											
	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	28	履修カルテ 単位修得状況調 B票にて確認 国語科教育法Ⅰ・Ⅱ 8 社会科・地理歴史科教育法* 4 社会科・公民科教育法* 4 数学科教育法Ⅰ・Ⅱ 8 理科教育法Ⅰ・Ⅱ 8 英語科教育法Ⅰ・Ⅱ 8	4	当該教科教育法についてはⅠ・Ⅱ(各4単位)とも必修 *社会科は2科目とも必修											
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理Ⅰ 2 教育原理Ⅱ 2 教育人間学概論Ⅰ 2 教育人間学概論Ⅱ 2	2	1科目選択必修											
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		○教職教育論 2													
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学概論Ⅰ 2 教育行政学概論Ⅰ 2 比較教育学概論Ⅰ 2 教育行政学概論Ⅱ 2 教育社会学概論Ⅱ 2 人権教育論 2	2	1科目選択必修												
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学Ⅰ(教育・学校心理学) 2 教育心理学Ⅱ(教育・学校心理学) 2 発達科学論(発達心理学) 2 教育心理学概論Ⅰ 2 教育心理学概論Ⅱ(学習・言語心理学) 2	2		1科目選択必修											
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育 2 特別支援教育(障害者・障害児心理学) 2	2	1科目選択必修													
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	○教育課程論 2	2															
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	○道徳教育論 2	2	1科目選択必修												
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習および特別活動の指導法Ⅰ 2														
	特別活動の指導法		総合的な学習および特別活動の指導法Ⅱ 2														
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法論 2 教育の方法と技術Ⅰ 2 教育の方法と技術Ⅱ 2														
生徒指導と進路指導の理論と方法Ⅰ	2	1科目選択必修															
生徒指導と進路指導の理論と方法Ⅱ	2																
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談(教育・学校心理学) 2	2															
教育実践に関する科目	教育実習	5	○教育実習Ⅰ 2 ○教育実習Ⅱ 3	2	事前・事後指導1単位を含む												
大学が独自に設定する科目	教職実践演習	2	○教職実践演習 2	2													
	民族と教育	4		2													
備考 1. 教科の指導法に関する科目はそれぞれ受けようとする免許教科ごとに履修すること。 【※別途資料を配布する。】 2. 教育実習の単位数は、教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含んで修得すること。 3. 「教科及び教職に関する科目」のほか、全学共通科目から「日本国憲法」2単位、「体育」3単位以上〔健康科学Ⅰ・Ⅱ、健康心理学Ⅰ・Ⅱ、運動科学Ⅰ・Ⅱ、運動医学、体力医学の中から1科目とスポーツ実習(ⅠA・ⅠB・ⅠA またはⅠBの中から1科目)の両方とも必要〕、「外国語コミュニケーション」2単位(英語リーディング、英語ライティング・リスニング、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、フランス語Ⅰ・Ⅱ、中国語Ⅰ・Ⅱ、ロシア語Ⅰ・Ⅱから選択)及び「情報機器の操作」2単位を修得しておくこと。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>教科及び教科の指導法に関する科目</th> <th>教育の基礎的理解に関する科目</th> <th>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</th> <th>教育実践に関する科目</th> <th>大学が独自に設定する科目*</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎最低修得単位数(文部科学省)</p> <p>*「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得のこと。</p>						教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目*	合計	28	10	10	7	4	59
教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目*	合計												
28	10	10	7	4	59												

◎中学校あるいは高等学校教諭免許状を取得し、免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば、特別支援学校教諭(聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者に関する教育領域)の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。

◎教科教育法については、当該教科免許のみ有効で他教科の選択及び「大学が独自に設定する科目」として使用できません。

◎学部編入学者については、平成10年改正教育職員免許法【旧法】が適用される場合があるので、所属学部教務担当掛で確認してください。

平成31年度以降の入学者(平成28年改正教育職員免許法【新法】適用者)対象

所要資格 免許 状の種類	基礎 資格	大学における最低修得単位数																
専修 免許状	修士の学位 を有すること。	一種免許状に必要な単位を修得したうえ、修士課程において大学が独自に設定する科目を24単位修得する。																
高 等 学 校 免 許 状	学士の 学位を 有する こと。	免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		備考 4. 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について1単位以上修得するものとする。 免許教科 教科に関する専門的事項に関する科目 国語 ● 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ● 国文学(国文学史を含む。) ● 漢文学 ● 日本史 ● 外国史 ● 人文地理学・自然地理学 ● 地誌 ● 「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 ● 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 ● 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 ● 代数学 ● 幾何学 ● 解析学 ● 「確率論、統計学」 ● コンピュータ ● 物理学 ● 化学 ● 生物学 ● 地学 ● 「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」 ● 英語学 ● 英語文学 ● 英語コミュニケーション ● 異文化理解 ● 情報社会・情報倫理 ● コンピュータ・情報処理(実習を含む。) ● 情報システム(実習を含む。) ● 情報通信ネットワーク(実習を含む。) ● マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。) ● 情報と職業 ● 農業の関係科目 ● 職業指導 5. 中学校の同表備考6はこの表にも準用する。 6. 教科に関する専門的事項に関する科目欄に掲げる教科に関する専門的事項に対応する授業科目は所属学部教務掛で確認のこと。 ◎最低修得単位数(文部科学省) <table border="1"> <tr> <th>教科及び教科の指導法に関する科目</th> <th>教育の基礎的理解に関する科目</th> <th>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</th> <th>教育実践に関する科目</th> <th>大学が独自に設定する科目*</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>24</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>59</td> </tr> </table> *「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得のこと。	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目*	合計	24	10	8	5	12	59
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目*	合計										
		24	10	8	5		12	59										
		教科及び教科の指導法に関する科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目(○は必修科目)		単位数	備考										
		教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	24	履修カルテ 単位修得状況調 B票にて確認		8 4 8 8 4 4	当該教科教育法についてはI・II(各2又は4単位)とも必修 (教科により、8単位~4単位)										
					国語科教育法I・II 社会科・地理歴史科教育法 社会科・公民科教育法 数学科教育法I・II 理科教育法I・II 英語科教育法I・II 情報科教育法I・II 農業科教育法													
		教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	10	教育原理I 教育原理II 教育人間学概論I 教育人間学概論II ○教職教育論		2 2 2 2 2	1科目選択必修										
					教育社会学概論I 教育行政学概論I 比較教育学概論I 教育行政学概論II 教育社会学概論II 人権教育論		2 2 2 2 2 2											
		教育実践に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	8	教育心理学I(教育・学校心理学) 教育心理学II(教育・学校心理学) 発達科学論(発達心理学) 教育心理学概論I 教育心理学概論II(学習・言語心理学)		2 2 2 2 2	1科目選択必修										
					特別支援教育 特別支援教育(障害者・障害児心理学) ○教育課程論		2 2 2											
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	8	総合的な学習および特別活動の指導法I 総合的な学習および特別活動の指導法II 教育方法論	2 2 2	1科目選択必修													
			教育の方法と技術I 教育の方法と技術II	2 2														
教育実践に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	3	生徒指導と進路指導の理論と方法I 生徒指導と進路指導の理論と方法II 教育相談(教育・学校心理学)	2 2 2	1科目選択必修													
			○教育実習II ○教職実践演習	3 2														
大学が独自に設定する科目		12	民族と教育 道徳教育論	2 2														

◎中学校あるいは高等学校教諭免許状を取得し、免許法に規定する特別支援教育に関する科目を26単位修得すれば、特別支援学校教諭(聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者に関する教育領域)の一種の免許状を取得することができます。この詳細は教育学部へ問い合わせてください。
◎教科教育法については、当該教科免許のみ有効で他教科の選択及び「大学が独自に設定する科目」として使用できません。
◎学部編入入学者については、平成10年改正教育職員免許法【旧法】が適用される場合があるので、所属学部教務担当掛で確認してください。